

指宿市から転出する場合

パートナーシップ宣誓者

連携自治体

未連携自治体

・指宿市でパートナーシップ宣誓書受領証等継続使用申請書を記入し、指宿市は継続使用申請書を連携都市へ送付する。
(指宿市の受領証が連携都市で使用可能となる)

・転出前に継続使用申請をせずに転出した場合は、郵送又は指宿市に直接来訪して手続きを行う。

・宣誓者は転出先の自治体でもう一度宣誓を行う。

他市でのサービス利用開始

指宿市へ転入する場合

パートナーシップ宣誓者

連携自治体

未連携自治体

- ・指宿市でパートナーシップ宣誓継続の申告をしていただく。
(必要書類)
- ・マイナンバーカードの写し
又は
- ・住民票及び本人確認書類
※独身証明書は不要

- ・転出元の受領証等の返還及び返還届の提出を行う。

- ・指宿市でパートナーシップ宣誓継続の申告をしていただく。
(必要書類)
- ・マイナンバーカードの写し
又は
- ・住民票及び本人確認書類
※独身証明書は不要

指宿市でのサービス利用開始